

第2章 語句定義

2.1 定義：本章の語句定義は下記の通りとする：

2.1.1 “AD Category- I Bank”とは、FEMA の Section 10(1)に基づき、RBI の折々の方針に沿って交互勘定と資本取引勘定処理を認められている銀行（Scheduled Commercial, State or Urban Cooperative）

2.1.2 “Authorized Bank”とは、非居住者の口座保持を RBI に認可されている銀行で、co-operative bank(協同組合銀行)を含む。公認為替取引業者を除く。

2.1.3 “Authorized Dealer”とは、FEMA Section10, subsection(1)為替業者として公認された者。

2.1.4 “Authorized Person”とは、authorized dealer(公認為替取引業者)、両替商、offshore banking 業者、又は FEMA Section 10 の Sub-section(a)の下外貨又は外国証券取引を認可された者。

2.1.5 “Capital”とは、払込株式；完全強制委託転換可能優先株；強制委託転換可能社債。備考：Warrant(株式買取権証券)の如き証券、一部払込株式、等は capital 戸は看做されず、非居住者宛に発行は出来ない。

2.1.6 “Capital account transaction”（資本正味財産取引）とは、居住者の国外での資産又は負債を変更する取引、或は非居住者のインド国内の資産又は負債を変更する取引、及び FEMA Section6 の sub-section(3)に引用された取引を含む。

2.1.7 居住インド市民、又は居住インド市民が所有し且つ管理しているインド会社、が当該会社の取締役過半数を指名する権限を保有する場合に、当該会社は居住インド市民に“Controlled”された会社と看做される。

2.1.8 非居住者が取締役過半数指名権を保有する場合、“non resident entities – 非居住実体”に依って“Controlled”の実体(会社)と看做される。

2.1.9 “Depository Receipt(DR) – 預託証券”とは、インド会社でルピー払い払込資本が過半を占め、保管銀行がそれを担保として保管している、そのインド会社の代理人である受託銀行によって国外で発行された有価証券(negotiable security)。

DR は米国、星港、Luxembourg、等の株式市場で取引されており、米国市場で取引される DR は American Depository Receipts(ADRs)として知られ、それ以外の地域での取引では Global Depository Receipts(GDRs)として知られる。

2.1.10 “Erstwhile Overseas Corporate Body” (古い OCB)とは、直接又は間接に非居住インド人(non-resident Indian)により少なくとも 60%所有されている株式会社、有限会社、団体、共同体、及び下記記述の海外トラスト。

非居住インド人により取消不能的に直接又は間接に 60%以上所有されており、且つ Foreign Exchange Management(Withdrawal of General Permission to Overseas Corporate Bodies (OCBs)) Regulations, 2003 (the Regulations)の実施日に実在しており、且つ、実施日以前に当該 Regulations が認めた一般許可に沿って取引する資格があった海外トラスト。

2.1.11 “Foreign Currency Convertible Bonds” (FCCB—外貨建転換社債)とは、インド会社により外貨建で表明された社債で、その元本及び金利は外貨で償還される。FCCBs は、外貨建転換社債と普通株式スキーム 1993 に沿って、発行され、非居住実体により外貨建で応募され、そして転換社債の一部或は全部を発行会社の普通株式に転換できる。

2.1.12 “FDI” とは、インド国外の非居住実体/者による、Schedule 1 of FEM(Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations 2000 に基づく、インド会社の資本金への直接投資。

2.1.13 “FEMA” とは、Foreign Exchange Management Act 1999 (42 of 1999)。

2.1.14 “FIPB” とは、インド政府商工業省の Foreign Investment Promotion Board 。

2.1.15 “Foreign Institutional Investor” (FII)とは、インド国外で設立又は法人化された実体が、対印投資を申出て SEBI (FII) Regulation 1993 に基づき FII として登録した実体。

2.1.16 “Foreign Venture Capital Investor” (FVCI)とは、インド国外で法人化された又は設立され、the Securities and Exchange Board of India (Foreign Venture Capital Investor) Regulations, 2000 {SEBI(FVCI) Regulations} の下に登録し、当該規則に沿って投資申込をした、投資家。

The securities and Exchange Board of India(SEBI) : インド証券取引委員会

2.1.17 “Government route” とは、非居住者がインド法人に資本参加は大蔵省、FIPB 又

は SIA,DIPP の事前許可を要する。

SIA ; Secretariat for Industrial Assistance (商工業省、DIPP に設けられている)

DIPP : Dept. of Industrial Policy and Promotion

2.1.18 “Holding Company” は、会社法 1956 の規定と同一意味である。

2.1.19 “Indian Company” とは、会社法 1956 の下、インドで設立された会社

2.1.20 “Indian Venture Capital Undertaking”(IVCU) とは、インドの会社—

- (i) 当該会社の株式がインド国内公認株式市場のリストされていない；
- (ii) 会社はサービス提供、物品の生産又は製造に従事しているが、中央政府が官報に掲載して認め、SEBI によりネガティブ・リストに規定されている活動/分野は含まない

2.1.21 “Investing Company” とは、株式/証券の売買をしない他のインド会社に直接、間接に投資のみをする会社。

2.1.22 “Investment on repatriable basis” とは、投資の税引き後売却代金をインド国外に回収する資格を有する投資。”investment on non-repatriable basis”の表現もこれに沿って解釈されるべし。

2.1.23 “Joint Venture” (JV)とは、インドの法令に則って設立されたインド会社で、且つその資本金に外国の実体が投資している会社。

2.1.24 “Non resident entity” とは、FEMA が”person resident outside India”と規定するもの(インド国外に住むもの (者/実体)。

2.1.25 “Non Resident Indian” (NRI)とは、インド市民、又はインド人で、且つインド国外に居住している者。

2.1.26 “Owned” : 資本金の 50%以上をインド市民 and/or 居住インド市民により所有され且つコントロールされているインド会社 が資本金の 50%以上を所有している会社は “Owned by resident Indian citizens と解釈される。

2.1.27 非居住者により資本金の 50%以上を保有されている実体は “Owned” by “non resident entities” と解釈される。

2.1.28 “PAB” とは、商工業省、DIPP の Project Approval Board。

2.1.29 “Person” は下記を含む；

- (i) an individual (個人)
- (ii) a Hindu undivided family (ヒンディーの大家族)
- (iii) a company
- (iv) a firm (二人以上の合資の、商会、商店など。Corporation(法人)ではない)
- (v) an association of persons or a body of individuals whether incorporated or not (組合、協会など)
- (vi) every artificial juridical person, not falling within any of the preceding sub-clauses (上記 i – v に該当せず、法的に擬人されたもの) and
- (vii) any agency, office, or branch owned or controlled by such person

2.1.30 “Person of Indian Origin” (PIO)とは、Bangladesh 又は Pakistan 以外の国の住民で下記に該当する者

- (i) インドの旅券保持する本人
- (ii) 本人、両親のどちらか、曾祖父母の誰か、がインド憲法又は市民法 1955 (57 of 1955) の規定でインド市民だった者、
又は
- (iii) インド市民の配偶者、又は sub-clause(i)又は (ii) に該当する者

2.1.31 “Person resident in India” とは、

- (i) 会計年度中に 182 日を越えて滞印している者、但し、下記を除く：
 - (A) 下記何れかの事情で、インドを去った者或はインド国外に滞在する者
 - (a) インド国外で就職、又は
 - (b) インド国外でビジネスをしている、又は国外で職業に従事している、又は
 - (c) 他の如何なる理由であれ、不特定期間インド国外に滞在意図表明の場合
 - (B) 下記何れかの事情で、インド入国或は滞在する者
 - (a) インドで職業に就く、又は
 - (b) インドでビジネスをする、又は職業に従事する、又は
 - (c) 他の如何なる理由であれ、不特定期間滞印意図表明の場合
- (ii) インドで登録又はインドで法人化された any person 又は実体
- (iii) インド非居住実体により保有され、又はコントロールされている事務所、支店
又は代
理店
- (iv) インド居住実体により保有され、又はコントロールされている事務所、支店又

は代理店

2.1.32 “Person resident outside India” とは、インドに住んでいない者。

2.1.33 “RBI” とは、Reserve Bank of India Act,1934 の下設立された準備銀行

2.1.34 “Resident Entity” とは、“Person resident in India”を指し、an individual を除く。

2.1.35 “Resident Indian Citizen” は、Indian Citizenship Act,1955 に結び付いた FEMA,1999 の “person resident in India” に沿って解釈すべし。

2.1.36 “SEBI” とは、the Securities and Exchange Board of India Act,1992 の下設立された the Securities and Exchange Board of India(インド証券取引委員会)。

2.1.37 “SEZ” とは、Special Economic Zone act,2005 で定義されている Special Economic Zone (経済特区)。

2.1.38 “SIA” とは、Ministry of Commerce & Industry, Government of India の DIPP 内の Secretariat of Industrial Assistance。

2.1.39 “Transferable Development Rights” (TDR) とは、中央政府 又は州政府に依る公共の為の接収地の譲渡に関して発行された証明書。当該土地は金銭補償無しで地主から割譲され、又、土地の一部又は全部を政府は譲渡可能。

2.1.40 “Venture Capital Fund” (VCF) とは、Securities and Exchange Board of India (Venture Capital Fund) Regulations, 1996 の下に法人化し登録された組織を含む、トラスト形式で設立された a Fund。

尚、a Fund は

- (i) 供用する資金を保有する
- (ii) Regulations の下、指定された方法で資金募集
- (iii) Regulation に則って投資する